

# In depth

## A look at current financial reporting issues

2021年8月16日

In depth No. 2020-06

### 金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

### FAQ 2.12—複合金融商品の組込デリバティブがその評価のインプットとしてIBORを使用している場合、フェーズ2の修正は適用されるか

#### 質問

場合によっては、複合金融商品における区分された組込デリバティブが、その評価のインプットとしてIBORを用いていることがあります。

そのような金融商品のキャッシュ・フローは、金利指標改革の結果として変動しませんが、IBORの中止後、組込デリバティブの評価に使用する指標金利を決定できない可能性があります。

その一例は、負債に密接に関連してないと借手が評価して、区分された期限前償還条項を含んでいる固定金利の負債の場合です。IBORは、期限前償還の公正価値の決定においてインプットとして使用された可能性があります。

複合金融商品における組込デリバティブがその評価においてIBORを用いている場合、フェーズ2の修正は適用されますか。

#### 回答

いいえ、適用されません。

IBORは、主契約および組込デリバティブに帰属しているキャッシュ・フローではなく、組込デリバティブの評価におけるインプットであるというシナリオ(すなわち、主契約は引き続き期限前償還オプションを有する固定金利の金融商品)において、組込デリバティブの区分は、当初認識時にのみ、主契約である負債の名目上の帳簿価額に直接の影響を与えます。主契約の負債の帳簿価額の事後的な変動は、実効金利法の適用によってのみ発生します。

しかし、組込デリバティブは各貸借対照表日時点で再評価されるため、IBORを引き続き事後的な評価で使用すべきかどうかという問題が生じます。IFRS第13号は、評価技法またはその適用方法の変更が適切である可能性がある状況として、「これまで使用していた情報が利用できなくなる」状況を具体的に想定しています[IFRS第13号第65項]。したがって、IFRS第13号に従い、期限前償還条項の評価技法は、市場参加者が関連する期限前償還条項を評価するために使用するであろう評価技法を反映するように修正されるべきです(すなわち、市場参加者が使用するであろう代替金利を使用するよう評価技法に修正すべきです)。なお、主契約のキャッシュ・フローは固定のキャッシュ・フローであるため、影響を受けません。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.